



# ながの労福協

〈ライフサポートセンター〉

一般社団法人 長野県労働者福祉協議会  
〒380-8710  
長野市立町978-2 労済会館内  
TEL026-232-6667 FAX026-232-6672  
E-mail n-rofuku@athena.ocn.ne.jp  
http://www.lsc-nagano.or.jp  
発行人 中山 千 弘  
編集人 今 井 啓 次

第284号2014年5月12日

2013年度

地区労福協連絡会議開催!

## 各地区労福協の特色を生かした活動の展開へ

3月20日(木)、長野市・メルパルク長野において、2013年度地区労福協連絡会議が県下13地区の代表者の参加のもと開催されました。

議題は①生活安心ネットワーク事業について②パーソナル・サポート・モデル事業について③各地区労福協の活動報告について④2014年度長野県勤労者体育大会の実施についてでした。各地区の代表者の活発な発言を頂き課題の意識統一をはかりました。



挨拶する中山理事長

会議の冒頭

中山理事長

は「2014

春季生活闘争

について連合

は、すべての

組合が月例賃

金の引き上げ

にこだわり、これまで

を9、7ポイント上回り、

それぞれ要求書を提出

出して交渉を強化している。

平均賃金方式では

現段階では昨年同時期を上回る

回答を引き出している。

今後も早期解決に向けた

取り組みをすすめている。

また、生活あんしんネットワーク

事業暮らしなんでも相談事業など7つの事業は、

2006年より展開してきました。

それぞれの事業はまだまだ未

完成であることから、今後

も7つの活動は、各地区

労福協で実践するミニマ

ム活動として位置付け

継続するとともに、今後

はすべての勤労者及びその家族も含む、県内勤労生活者全体の労働者福祉という広い視点で活動を展開していきたい」と挨拶しました。

【生活安心ネットワーク事業について】

本年も、生活安心ネットワーク事業の7つの具体的事業を地域で展開していくことで労福協の知名度を上げ、勤労者はじめその家族、すべての県民のよりどころとなるライフサポートセンターとなることを目指し、活動を展開してきました。

毎月第2土曜日の専門家による相談は法律に関する事項が多く、今後も弁護士・司法書士・社会保険労務士等の知識を必要とする相談が増加傾向にあります。平日の相談件数は、今年2月までの合計は3,942になりました。

①家族問題 ②労働問題 ③生活困窮の相談が上位を占めました。

【2014年度

長野県勤労者体育大会の実施について】

種目別実施日及び会場



各地区一同に会しての地区労福協連絡会議

①バドミントン(男・女) 10月4日(土) 南長野運動公園総合体育館にて  
②バレーボール(男・女) 10月4日(長野運動公園)  
③テニス(男・女) 長野運動公園  
④野球 10月11日(土) 12日(日) 県営球場・長野オリンピックスタジアム  
今年、女性の参加を促すために全地区に枠をつくりました。また、女子の種目については、2チーム以上申し込みがあれば県大会を実施することになりました。  
地区労福協の活動報告も13地区よりいただき全体で確認をしました。

連合長野・県労組会議・県労連・労働金庫・全労済生協連・住宅生協・県勤労協・県高齢退職者連合

# 長野県中央メーデー開催!

連合長野

## 働く者の連帯で、『ゆとり・豊かさ・公正な社会』を

## 実現し、自由で平和な世界をつくらう!



中山実行委員長の音頭で参加者全員による団結頑張ろう!

第85回長野県中央メーデーは、5月1日(木)9時30分より、長野市城山公園ふれあい広場において各構成組織・地域協議会の組合員・家族の方々4,300名参加のもとに開催されました。

主催者を代表して、中山実行委員長は「アベノミクスによる景気回復の実感  
は地方へ浸透しておらず、物価上昇不安や消費税増税、社会保障制度の未整備など、将来への不安は大きい」と挨拶。県内労働者の約4割が非正規労働者であることに触れ「正規社員の春闘結果だけが良ければ良いという時代は終わった」と強調し、全労働者の団結を訴えました。東日本大震災や県北部地震については「多くの被災者がまだ生活に困窮している。復興・再生への国の対策は不十分だ」と述べ、支援継続を訴えました。

また、組合員からの意見発表という事で、始めに『被災地視察に参加して』と題して、電力総連中部電力労組の川合央深さんが「東日本大震災と栄村地震を忘れない!息の長い復興支援を!」とボランティアの重要性を訴え、続いて『労働組合を結成して』桜観光タクシー労組の安保洋一さんより、タクシー業界の労働条件の厳しさを報告頂き、最後に『ワークライフバランス社会を目指して』と題して、情報労連長野県協議会の赤沼実咲さんから、男女とも安心

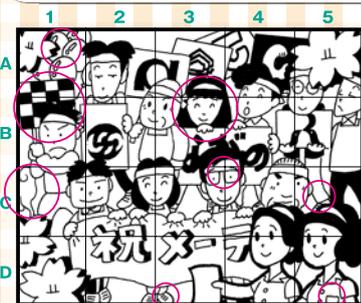
して働きやすく、暮らしやすい社会の実現について、かかえている課題と現状について提案されました。



デモ行進する参加者

雇用環境の改善に向けた決意や、労働運動の連帯と支えあいの精神によって、震災復興・再生に総力を挙げていくことを確認するとともに、YES・NOアンケート・折鶴コーナーを実施しました。最後に、スローガン実現に向け「職場や地域で、ともに働きともに暮らす多くの仲間の総力を結集していくこと」を誓い、皆でこぶしを突き上げ力強い「団結頑張ろう!」で式典が終了しました。

### 8つのまちがい探し解答



- 1-Aの風船の色
- 1-Bの旗の模様
- 1-Cのしっぽ
- 3-Bの女性の髪の長さ
- 3-Cの男性の眉毛
- 3-Dの女性の靴
- 5-Cの足
- 5-Dの胸ポケット

### メーデー クイズ

### ○×クイズ解答

Q1	○	Q6	○	Q11	○
Q2	×	Q7	○	Q12	×
正解は「車天狗」		Q8	×	正解は「レインボータウン」	
Q3	○	正解は「コープ」		Q13	○
Q4	○	Q9	○	Q14	○
Q5	○	Q10	○	Q15	○

# 2014年5月1日(木) 第85回

県労連

## STOP! 安倍『暴走』政治

### つくろろう! 世界標準の日本



主催者挨拶で訴える細尾議長

さんは、本日に到っても、大変厳しいたたかいを強いられている。しかし、この間の歴史を切り開いてきた国民春闘のたたかいに誇りと確信を持ち、ベースアップ実現にこだわって、引き続き粘り強いたたかいを続けていこう。今、非正規労働者が2000万人に迫り、派遣・首切りが増大する状況下で、これ以上の労働者保護規制の改悪は断じて受け入れるわけにはいかない。この取り組みでは、連合長野の皆さんも、共同行動が実現した。さらに、組合加入・未加入の枠を超え、全労働者からの反響を組織しよう」と呼びかけました。

今年のメイン企画は、「STOP! 安倍『暴走』政治 つくろろう! 世界標準の日本」をテーマに、朗読・音楽・横断幕で構成されたステージで、各団体から、震災復興、原発ゼロ、消費税増税撤回、賃金引き上げなど、切実な訴えがなされました。集会では、「私たち国民の生活や雇用の危機を打開し、日本を再び『戦争できる国』へと突き進む動きに反対し、

第85回長野県中央メーデーが、5月1日(木)に開催されました。労働組合、市民団体など、1500人の参加者が、まだ肌寒さが残る曇り空の下、長野市ひまわり公園に集まりました。

細尾俊彦県労連議長は、主催者挨拶で、「二部大企業」の獲得したベースアップは、地方や中小企業に直結していない。県労連・春闘共闘傘下の組合の皆

安倍『暴走政治』にストップをかける国民的共同のたたかいをすべての職場・地域・学園から強めていこう」としたメーデー宣言が採択されました。

この後、参加者は、「原発再稼働反対」、「秘密保護法廃止」、「TPP参加反対」、「憲法改悪反対」などのシュプレヒコールを力強く叫び、長野駅前までデモ行進を行いました。



長野駅前までデモ行進する参加者

#### 一般社団法人 長野県労働者福祉協議会 第55回定時社員総会のご案内

- I. 日 時 2014年6月19日(木) 午後2時
- II. 場 所 長野市「メルパルク長野」
- III. 報告事項
  - 1. 2013年度活動報告
  - 2. 2013年度決算報告
  - 3. 2013年度監査報告
- IV. 議 事
  - 1. 2014年度活動方針(案)
  - 2. 2014年度予算(案)
  - 3. 役員改選
  - 4. その他

#### 長野県暮らしサポートセンター 第7回総会のご案内

- I. 日 時 2014年5月19日(月) 午後2時30分
- II. 場 所 長野市「ろうきんビル」
- III. 報告事項
  - 1. 2013年度活動報告
  - 2. 2013年度決算報告
 並びに会計監査報告
- IV. 議 事
  - 1. 2014年度活動方針(案)
  - 2. 2014年度予算(案)
  - 3. その他

# 長野ろうきんからのお知らせ



長野ろうきんでは、一人でも多くの若年層の方に「長野ろうきん」をご利用いただくため、2014年度もフレッシュヤーズキャンペーンを実施しております。

以下の内容で実施しておりますので、多くの皆さまのご利用をお待ちしております。

■実施期間  
2015年3月31日(火)まで

■対象者  
2014年度新入組合員の方

■キャンペーン内容  
キャンペーン期間中に以下の対象商品①を新規ご契約の方にQUOカード1,000円分、②

⑤を新規ご契約の方に、1契約につきQUOカード500円分をプレゼント。

■対象商品

- ①給与振込(月額10万円以上)
- ②財形貯蓄(一般・住宅・年金)
- ③エース預金
- ④ろうきんダイレクト
- ⑤カードローン

※②③は口座単位の年間お積立額が12,000円以上となる新規ご契約を対象といたします。

詳しくは、お近くの長野ろうきんにお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。



## 全労済長野県本部より

## ZENROSAI NEWS



マイカー共済推進チラシ

2月の大雪により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。被災受付件数は1,100件を超え、東日本事業本部管内では34,000件を超えています。一日も早い調査、共済金のお支払いが出来るよう努めていますので、被災者の方にはご迷惑をおかけして申し訳ありませんが、なにとぞ事情ご賢察のうえご理解を賜りますようお願い申し上げます。

全労済は、「共感・参加・信頼」をキーワードに、これからも組合員の安心と信頼につながる事業推進活動や組合員サービスの提供を実行していきますので、皆さまの積極的な参加をお願いします。

■新社会人のカーライフを応援するマイカー共済推進チラシができました。皆さまの職場で活用してください。また、安全運転に心がけましょう。

「さかなクンのギョギョつとびっくりにお魚教室」を3月8日の諏訪会場をはじめ、県下4会場に延べ約1,900名の参加をいただき実施しました。組合員との繋がりを深め、新しい仲間の輪が拡大できる企画を検討していきます。

■第41回小学生作品(作文・版画)コンクールを実施しました。191点の作文と、470点の版画が寄せられ、3月15日に表彰式を開催しました。入賞した版画作品は、川中島バスおよび松本電鉄上高地線の車内に展示されていますので是非ご覧ください。



県知事賞を受賞した村上タマさん(大町市立八坂小学校4年)の作品



子どもたちも大喜びだったお魚教室(駒ヶ根会場)

# 県生協連からのお知らせ

## 土壌スクリーニング ボランテアに参加して

◆今年の1月〜

4月に県生協連は、土壌スクリーニングボランテアを募集し、3人のボランテアを派遣しました。1/6〜7に1名、3/31〜4/1に2名のボランテアがJA新ふくしま管内でサーベイメーターによる土壌表面からのベクレル/kgの計測機器(写真①)を使用して計測作業を行いました。



写真①測定機器

○「土壌スクリーニング」は福島県生協連、福島大学つくしまふくしま未来支援センター、地産地消運動促進ふくしま協同組合協議会とが協同して、JA新ふくしまの行う農地の放射性物質分布調査を支援し、より安全で安心な生産―流通―消費のシステムを作ろうとする取組みです。全農地を対象に水田、畑1枚ごとに放射性物質を測定し、汚染状況を詳細な単位で明らかにし、その状況に応じた対策がとれるようにすることが目的です。

○2012年9月からスタートした土壌スクリーニングは、畑や果樹園は100%測定終了しており、田に水が入る期間の測定ができなかった水田の測定が約70%測定済み(2014年1月6日現在)で、4月末までに終了

させることを目標に進められていました。

○福島市農業サポートセンター(JA新ふくしま)にあるボランテア基地で測定の手順と当日の測定場所を確認し、2人1チームで出発。1枚の田んぼで水の入口、真ん中、出口の3カ所の測定を行い、それぞれのデータを収集します。



土壌スクリーニングの事務局

○参加者の声としては、「現地で奮闘している方々のお話を聞き、本当に手探り状態の中で対策に挑戦している実情を感じた。復興支援はとも息の長い関わりが必要だと実感した。」(県生協連事務局・中谷隆秀さん)や、「現地で測定をしながら、まだまだ放射能の影響が続いていることを実感しました。安心だとわかっていても不安はある」との声を聞き、目に見える情報の必要性を感じた。そして、ボランテアに参加して福島県が以前よりとても身近に感じることができました。」(コープながの地域担当・原真友さん)。

○ボランテア活動の2日目は、矢野目モニタリングセンター(放射能検査センター)を見学し説明を受けました。JA新ふくしま管内で野菜の出荷をするには必ず「トレイサビリティー」と「モニタリング検査」が義務づけられており、生産物への検査が確実に継続されている様子を学ぶことができました。

## 住宅生協 エクステリア祭

豪雪が嘘だったかのような暖かな日和が続いています。草木も色づき、外に出るのが楽しくなる季節です。

何かのヒロインも『土に根をおろし、風と共に生きよう。種と共に冬を越え、鳥と共に春をうたおう。…土から離れては生きられないのよ』、とっています。

この春は、庭づくりに精を出してみたいいかがでしょうか。

素敵なエクステリアはあなたのお家をいっそう引き立て、豊かな生活と心地よい空間を演出します。

フェンスやウッドデッキ、テラス・カーポート、お庭全体の模様替えまで、「安心で快適な生活空間」作りをお手伝いさせていただきます。

また、人が活動的になると同じくして、様々な虫たちも活動的になってきます。すべての虫たちが害を及ぼすわけではありませんが、中には、有害なものも存在します。その中でも、特に住宅に害を与える「しろあり」も、活動が活発になってきます。

「しろあり」は、地中より侵入し、建物の床下を中心に建物を食べ始めます。気がつかぬ間に建物を支える床組み材や柱の部分がスカスカになって、やがては建物の荷重を支えられなくなり、耐震強度まで弱めてしまうこととなります。だからこそ早期発見が必要となります。お庭の手入れと一緒に、家の周りのチェックをしてみましょう。

**サンルーム、テラス屋根**  
ほせるんですII



**22%OFF!!**  
¥619,000 ~

パワーアルファ



**27%OFF!!**  
¥125,800 ~

屋根付きの物干しスペースがあれば、急な雨でもあわてません!  
室内物干しもあるととっても便利!

**カーポート**  
カーポートシグマIIIワイド



**驚きの58%OFF!!**  
¥237,000 ~

**人工木デッキ**  
ウッドデッキのある  
素敵な暮らし♡



お問い合せ下さい!  
**全て27~28%OFF!!**

- 真鍮、シロアリに強い!
- 美しい木の色が長持ち
- 自由なサイズと形状
- 虫除け効果も抜群
- モンテチタスが簡単
- 表面温度が熱くなりにくい

詳しくはお問い合わせください。

**長野県労働者  
住宅生活協同組合**  
Tel.026-234-0283



マネートラブル講座 ③ クレジットカード

# 賢く利用する

便利なカード、盲点もあるぞ 提供 **ら**ろうきん

◆クレジットカードは信用がベース

サインやパスワードを入力するだけで買物やキャッシングができるクレジットカード。賢く使うととても便利です。しかし、いったん支払いが滞るとあなたの「信用」にキズがついてしまいます。

◆使ったお金が見えない!

カードで買物をして、引落しができず延滞（支払いが1日遅れても該当しませんが）になったり、それが重なると「カードの更新拒否」となり、いわゆるブラックリストにのる可能性があります。「信用」にキズがつくとカード発行ができなくなったりローン組めなくなります。

◆それは返せる範囲ですか?

カードで高額商品を買って過ぎたり、少額の借入れを繰り返していると、多重債務に陥り、返済に苦しむこととなります。キャッシングやリボ払いの金利が高いことも意外と知られていません。買物やサービスの場合、いまほんとうにそれが必要なかを冷静に考える習慣をつけましょう。キャッシングの場合は、少額だからと油断しないで、返済してから次の借入れをするというルールを守りましょう

要は借金よね!



マネートラブル講座 ④ キャッシング

# 返せる金額?

キャッシングの金利は高い! 提供 **ら**ろうきん

◆キャッシングの甘い罠

クレジットカードによるキャッシング、銀行や消費者金融のカードローン、パソコンや携帯電話からのバンキング……いまは手持ちの現金がなくても簡単に、その日のうちにお金が借りられます。お手軽すぎて怖いんです。

◆借金返済の苦しさは金額に無関係!

2006年の「貸金業法」改正で貸金業者の上限金利が引き下げられ、借り過ぎ・貸し過ぎを防ぐ規制が設けられました。高金利の借金をかかえて自己破産する人が増えたためです。金利が下がったとはいえ、延滞すると高利の支払いが迫られます。ヤミ業者はそんなあなたを狙っています。

◆どうしても借金しなくてはならない

どうしても借金しなければならなくなったら、まず金利を確認しましょう。会社員なら、社内融資や〈ろうきん〉、銀行の小口融資をチェックしましょう。銀行やゆうちょ銀行の定期預金があれば解約せず自動融資が受けられます。保険会社に契約があれば、保険料に応じて保険会社から一時的に融資してもらえる場合があります。

その金利ヤバッ!!



# くらし・なんでも相談

シリーズ  
No.50

## 最近の

### 相談事例より



**【事例①】**  
最近、「ブラック企業」という言葉をよく耳にします。私もある会社でサービス残業や休日出勤をしたことがあります。一度も残業代ももらったことがありません。既にその会社は半年前に退職してしまっていますが、会社に対して残業代を請求できるのでしょうか。



柳澤 修嗣  
弁護士

**【回答】**  
法律には、一定の例外はあるものの（労基法36条。36

協定）、休憩時間を除いて1日に8時間、1週間について40時間を超えて労働をさせてはならないと定めています（労基法32条）。使用者は、従業員がこの法定労働時間を超えて労働に従事したときは、一定の割合の割増賃金を支払う義務があります（労基法37条1項）。

まず、既に会社を退職した後であっても、会社に対して時間外割増賃金の請求をすることはできます。但し、賃金の消滅時効期間は2年ですので（労基法115条）、原則として過去2年分のみの請求となります。時間外割増賃金の不払いが既に2年以上経過しているときは、まずは内容証明郵便で請求して消滅時効を中断し、それから法的な措置の準備を進めた方がよいでしょう。

次に、時間外労働時間数と割増賃金額を計算します。

タイムカードのような労働時間がわかる資料が手元にあつたり、会社から提出されればよいですが、このような資料がない場合は、どれくらい労働したかわかるメモや日記のような資料で時間外労働時間を計算していくことになります。本来は、使用者が従業員の労働時間を把握しなければならないことになっていますが、実際上は、従業員の側でとっかかりとなる資料を準備しなければ、時間外割増賃金を請求することは難しい現状があります。

時間外労働時間数の計算ができたら、割増率に従って割増賃金額を計算します。通常の時間外労働の場合は基礎賃金の25%以上、法定休日の場合は35%以上が割り増しされます。時間外

労働が深夜に及ぶ場合は更に25%が加えられます（労基法37条1項3項）。会社が任意に時間外割増賃金を支払わない場合は、①労働基準監督署から是正勧告を出してもらう、②労働局のあっせん手続を申し立てる、③裁判所に対して労働審判を申し立てる、④裁判所に対して通常訴訟を提起するという方法等が考えられます。この中でも、③の労働審判手続は、最大でも3回の期日で解決を図ることができ、迅速な解決ができる方法として、最近では多く利用されています。

\*\*\*\*\*

**【事例②】**  
私の夫は、交通事故で左足足首を複雑骨折し、その結果後遺障害12級と認定されました。その後、階段から転落して頭を打ち死亡してしまいました。加害者側は、交通事故による後遺障害の損害について、死亡したときの分までしか払えないと言っています。67歳までは働けるものとして請求することは出来ないのでしょうか。

**【回答】**

逸失利益（働けなくなることによつて失う利益）の算定は死亡時までに限るといふ見解によれば、死亡と事故との間に相当因果関係が認められない場合、確かに死亡してしまえば後遺障害

はなくなってしまうから加害者側が言うような結論になってしまいます。

ところが、最高裁（平成8年10月29日判決）は、「労働能力の一部喪失による損害は、交通事故の発生時に一定の内容のものとして発生している」のであり、「交通事故の被害者が事故後にたまたま別の原因で死亡したことにより、賠償義務を負担するものがその義務の全部または一部を免れ、他方被害者やその家族が事故により生じた損害の補填を受けられなくなることは、衡平の理念に反する」ので、「特段の事情がない限り、死亡の事実が就労可能な期間の認定上考慮すべきではない」としました。そればかりか、判例は、死亡後には生活費を控除する必要もないとしています。交通事故による被害者や遺族を保護しようとする裁判所の姿勢が現れています。

毎月第2土曜日は、弁護士・司法書士・特定社会保険労務士など専門家相談員による相談日です。

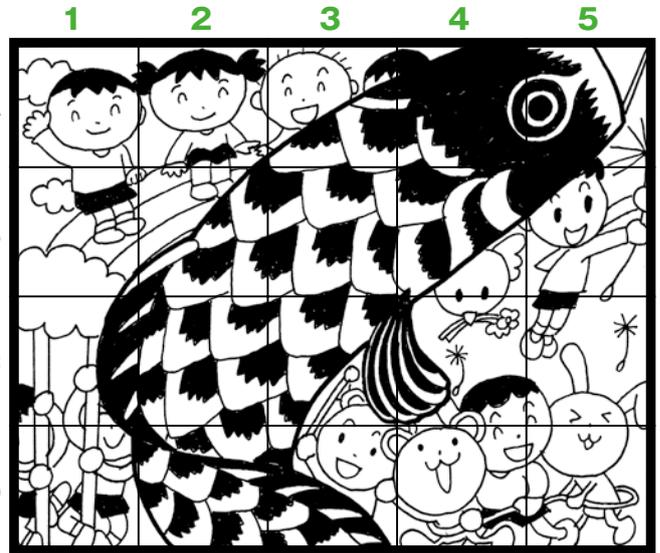
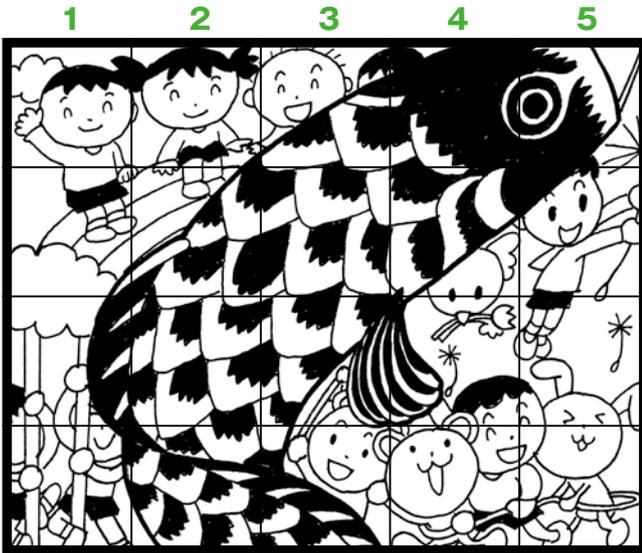
くらし・なんでも相談  
ほっとダイヤル

0120-36-9026

ご家族で楽しむ

8つのまちがいさがし

下に並んだ二枚の絵を見比べて違っている箇所を8つ探して下さい。日頃使わない脳への刺激になるかと思ひます。



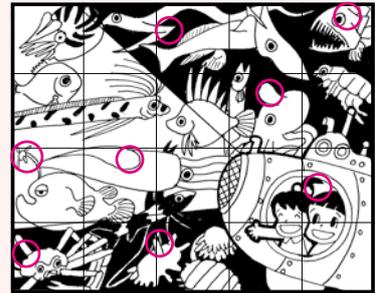
(画：ろうきん 西澤 修氏)

プレゼントの応募方法は、FAXとホームページからも応募できます。

- ★その1 長野県労福協のホームページ下のバナーから応募ください。
  - ★その2 FAX番号 026(2)32(6)6672
  - ★その3 官製はがき (宛先は表紙にあります。) いずれの方法による応募の場合も次の項目を必ずご記入ください。
  - クイズの答え(8つ)
  - 労福協の機関紙に対する意見・要望を何か一言。
  - 住所・氏名・年齢・性別・所属団体(単組名)又は勤務先。
  - 正解者の中から抽選で5名の方に図書カード(一、〇〇〇円分)をプレゼント。
- 締切り5月31日



プレゼントの応募方法



前回の正解は

- 当選者 (5名・敬称略)
- 田中 恵子 (茅野市)
  - 渡辺 純唯 (松本市)
  - 宮澤 正樹 (上田市)
  - 千国 毅 (千曲市)
  - 太田 友枝 (長野市)

絆

きずな

内閣府は、日本の労働力人口が、二〇一三年の六五七万人から二〇六〇年には三七九五万人に減少するとの予測をまとめました。二〇一三年は女性などの労働参加が増えたため、前年比二二万人増えたがその実態は、正規労働者が減少し、正規の仕事につけない非正規労働者が占める割合が多いと報告されています。

このような不安定雇用が続く中で、出生率の大幅改善ができるのか、国内の安定した労働力の確保ができるのか、小手先だけの移民受け入れ議論に疑問を持つものであります。

政府は、労働者派遣法の改悪法案を国会に提出しました。すべての業務の派遣を自由化する規制緩和の法案であります。これは、正社員を解雇し、派遣社員に置き換え易くするものであり、企業が増々正社員の新入社員を雇わなくなる、やっではない法改正であります。出生率の改善に向けた男女の出会いのサポート支援強化施策、雇用の安定と子育て環境の整備等の諸施策こそが急務であると思ひます。日本社会の絆の再構築が必要ではないかと思ひます。(今)

